

告及び改善命令は、特定施設以外の施設に係る騒音を含めて、規制の対象となる。

このように、特定施設単位でなく特定工場等单位でとらえるのは、住民の側からみれば、特定施設かどうかに関係なく、工場等の外側に伝わってくる騒音が問題だからである。また、騒音の防止の方法についても工場等全体としてとらえなければその意義に乏しいし、工場等の外へ伝わる騒音は、敷地の広さ、施設の配置、防音装置の有無、建屋の配置、塀の状況等によって大きく異なるからである。したがって、特定施設以外の施設に係る騒音も含めて、改善勧告及び改善命令を行えるとされており、言い換えれば、特定施設とは、規制対象とする特定工場等を選別するための指標ともいえる。

(18) 特定工場等において発生する騒音の測定位置について

規制基準の遵守状況を判断する際の騒音の測定位置は、敷地境界線上となっているが、敷地境界に遮音塀が設置されている場合は、**塀の外側の騒音の最も大きい場所において測定することとなる**（2.1:逐条解説「第1章第2条」解説⑥、p.38参照）。

(19) 建設作業単位による騒音規制について

騒音規制法の規制の対象となる建設作業は、建設作業一般ではなく、著しい騒音を発生する建設作業のうち政令で定めるものに限定されており、特定建設作業と称している。また、作業を開始した日に終わる、例えば午後2時に開始して午後17時前に終了するものは、騒音による被害も一時的なものであり、よほどのことでないかぎり生活環境の保全が確保されないとは考えられないので除かれている。

建設騒音の規制対象を建設機械でとらず、作業でとらえたのは、建設機械の使用は一時的なものであり、しかも場所ごとに移動することが多く、工場等の特定施設の設置のように永続的なものではないため、設置の概念でとらえることは適当でないからである。また、建設騒音の場合は、工場騒音のように特定施設の設置自体が騒音を発生させるのではなく、特定の建設工事に伴って特定の建設機械を用いて作業を行うことによって騒音を発生させるもので、あくまでも作業が中心とされた。

さらに、建設騒音の規制対象を建設工事全体として把握する考え方もあるが、建設工事は個々の建設作業の組み合わせによって構成されており、騒音発生の原因もこの建設作業にあるので、それぞれの著しい騒音を発生する作業を規制すれば十分であり、あまり騒音を発生しない建設作業まで含めて規制する必要はないと法の制定当時は考えられた。